

都はるみ「好きになった人」

和服の裾を蹴り上げて事は始まる。まるでキックオフ。舞台狭しと飛び回る。まるで骨董牛。両手をすくい上げて、もっと騒げと囁ける。片腕を天井に突き上げる。二の腕は丸出し。週1回の一人カラオケ。本人映像で盛り上がる。他人には見せられない秘密の時間。30分 700円。



(竹内)

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(以下、住宅ローン控除)は、個人が住宅ローンの借入れを行って住宅を新築、取得または増改築等(以下、住宅の取得等)した場合に、入居した年以後 10 年間にわたり、住宅ローンの年末残高に控除率を乗じて計算した金額をその年分の所得税額から控除できる制度をいいます。

(2)改正の概要

① 住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)、控除率及び控除期間

住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)、控除率及び控除期間が次のように改正されます。

【認定住宅等:新築及び一定のリノベーション住宅の取得】

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅※	令和4年・令和5年	5,000万円	0.7%	13年
	令和6年・令和7年	4,500万円		
ZEH水準 省エネ住宅	令和4年・令和5年	4,500万円		
	令和6年・令和7年	3,500万円		
省エネ基準 適合住宅	令和4年・令和5年	4,000万円		
	令和6年・令和7年	3,000万円		

※「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。

【認定住宅等:中古住宅の取得】

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
全期間	3,000万円	0.7%	10年

【認定住宅以外の住宅:新築及び一定のリノベーション住宅の取得】

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・令和5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・令和7年	2,000万円		10年

【認定住宅以外の住宅:中古住宅の取得及び住宅の増改築等】

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
全期間	2,000万円	0.7%	10年

② 適用期限の延長

適用期限(現行:2021年12月31日)が2025年12月31日まで4年間延長されます。

③ 適用対象者の所得要件の引下げ

適用対象者の所得要件が、現行の3,000万円から2,000万円へ引き下げられます。

④ 築年数要件の廃止

適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件(現行:その取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合は25年以内))に建築されたものが廃止され、新たに「新耐震基準に適合している住宅用家屋(登記簿上の建築日付が昭和57年(1982年)1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす)であること」が加えられます。

(大寺)

社会保険算定基礎届

～ 提出期限は7月11日です ～

社会保険料を決定する標準報酬月額は、7月1日現在の被保険者に、4月から6月に支払った賃金をもとに、毎年1回決定します(定時決定)。

算定基礎届の対象外

- 6月1日以降に被保険者資格を取得した方
- 6月30日以前に退職した方
- 7月に改定の月額変更届を提出する方

8月改定、9月改定の月額変更届を提出する方は、月額変更届が優先されます。



(吉田)

6月の社会保険労務

30日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)
状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
児童手当現況届

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する
基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える
者)現況届

※ 労働保険の年度更新(1日～7月10日土日祝を除く)
男女雇用機会均等月間
外国人労働者問題啓発月間
男女共同参画週間(23日～29日)



リスマネ委員会

サイバー攻撃の備え

リスクマネジメントという、生命保険等を想像しがちです。
しかし、昨今日本企業は何らかの形でサイバー攻撃等の被害を受けており、サイバーリスクに対するリスクマネジメントも無視できないものとなっています。

サイバー攻撃とは?

なりすまし、不正アクセス、マルウェア、Dos攻撃など様々な手口で、個人や組織を対象に、金銭の窃取や個人情報
の詐取、あるいはシステムの機能停止などを目的として行われる攻撃です。

サイバー攻撃の脅威

- ・個人情報流出
- ・機密情報流出
- ・被害者対応
- ・多額の対応費用

情報漏洩
リスク

事業阻害
リスク

- ・データ損壊及び改ざん
- ・システムダウン
- ・利益喪失

- ・データ損壊及び改ざん
- ・システムダウン
- ・利益喪失

賠償責任
リスク

風評
リスク

- ・企業ブランドの失墜
- ・顧客喪失



セキュリティ対策を万全に行ってもサイバーリスクを完全に排除することは困難です。万一サイバー事故となった場合の
損害賠償、対応費用などの負担は大きい、保険の備えが必要です。

今一度、検討してみてもいかがでしょうか?

(さくらビジネス)

税効果会計①

今回より税効果会計について説明をしたいと思います。

税効果会計とは、会社が計上した税引前利益と法人税等とを対応させるために、法人税等の金額を適切な税金費用になるように調整する手続のことをいいます。

企業会計上、事業活動の成果である収益と、それにより生じた費用とは、対応させることが必要とされています。税引前利益と法人税等との関係も同様で、獲得された税引前利益に対応した法人税等が計上されるべきです。

しかし、法人税等は税務上の所得に対して課される税金であり、必ずしも税引前利益に対応して計上されるわけではありません。

税効果会計はこの税引前利益と法人税等の期間的なズレを修正し、適正な損益計算を行うことを可能にします。このズレを修正するときに「法人税等調整額」という調整項目を使用します。

下記が「企業会計」において税効果会計を適用しない場合、適用した場合における損益計算書の数値イメージです。(法定実効税率は30%とします。)

【税効果会計適用なし】

	×1期	×2期	×3期
税引前利益	100	100	100
法人税等	45	0	100
当期純利益	55	100	0

同一の税引前利益でも、法人税等がバラバラになっており、税金の負担が利益に見合っていない。

【税効果会計適用あり】

	×1期	×2期	×3期
税引前利益	100	100	100
法人税等	45	0	100
法人税等調整額	▲15	30	▲70
当期純利益	70	70	70

同一の税引前利益に対応して、同一の税金費用(法人税等+法人税等調整額)が計上されています。

(孝志茜)



建設係

経営事項審査改正案

建設業における①担い手の育成・確保、②災害対応力の強化、③環境への配慮を推進するため検討していた経営事項審査の改正案が以下の通り示されました。

① 担い手の育成・確保

- ▶ ワーク・ライフ・バランスに関する認定制度(くるみん、えるぼし、ユースエール)の認定を受けた企業を加点評価する。
- ▶ 直近事業年度に施工した全ての建設工事または全ての公共工事(共に元請工事に限る)において、CCUS上の現場登録及びカードリーダー設置等の就業履歴を蓄積するために必要な措置を講じている場合に加点評価する。

② 災害対応力の強化

- ▶ 従来加点対象となっていたショベル系掘削機などのほか、ロードローラや高所作業車など、実際の災害対応において活躍している機械を加点対象に加える。

ダンプについては、土砂の運搬が可能な全てのダンプを加点対象とする。

③ 環境への配慮

- ▶ ISO14001を加点評価しているが、エコアクション21を加点評価の対象とする。



(岸上)

当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、「これは!」という情報がありましたら、「いいね!」ボタンも積極的に押してくださいね♪ よろしくお願いたします。



■6月10日

- 1 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(前年12月～当年5月分)の納付

■6月15日

- 2 所得税の予定納税額の通知

■6月30日

- 3 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
4 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
5 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

- 6 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)

- 7 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)

- 8 消費税の年税額が4800万円超の3月、4月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2か月分)・消費税・地方消費税)

- 6月、8月、10月及び11月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日

- 9 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)

資産税係

不動産を使った相続税の節税で納税者が敗訴

令和4年4月19日、最高裁の上告審判決で、納税者が敗訴しました。この判決では、高齢の被相続人が、亡くなる約3年前に借金をして購入した不動産(購入価額約8億円)について、納税者の主張した路線価による評価(約2億円)が否定され、鑑定評価額(約7億円)が採用されました。

最高裁判決のポイント、「路線価評価額を採用することが一般的には平等だが、路線価評価額を採用することにより実質的な租税負担の公平に反するという事情がある場合には鑑定評価額を採用すべきである。なお、路線価評価額と鑑定評価額で大きな乖離があることのみでは上記の事情があるとは言えず、路線価評価額と鑑定評価額で大きな乖離があり、なおかつ、租税負担の負担軽減ができることを知り、かつ、これを期待して意図的に租税回避行為をした場合には上記の事情があると認められる。結果として、本件の場合には鑑定評価額を採用することが平等原則に反しないため鑑定評価額を相続税評価額とすべきである。」

この事件では、銀行と不動産会社が富裕層に対して「相続税節税対策」として、多額の借入をさせて不動産を購入させていました。

今後は、亡くなる直前の過度な節税スキームを実施している案件については、路線価評価でなく、鑑定評価や購入金額での申告も必要となるリスクがあります。

(坂田)

医療係

オンライン資格確認導入補助金

令和2年11月のさくら通信に掲載しました、オンライン資格確認導入補助金の申請期限が令和5年6月30日までとなっています。まだ、1年先のことでありますが導入までに時間が掛かりますので検討されている方は早めの準備が必要となります。

補助金の申請をするには、令和5年3月31日までにオンライン資格確認の導入完了(顔認証付きカード)リーダの申込→配送まで4カ月程度→システム改修等)をする必要があります。

補助金については『補助金対象に係る総事業費×補助率』と補助金限度額とを比較して少ない額が交付金額となります。

また、関連した項目として令和4年度診療報酬改定より「電子的保健医療情報活用加算」が新設されています。

(田中)

1 + 1 = 田んぼ

「田」という漢字があります。小学校1年生で習う漢字なのですが、家にある書き順のポスターを見てビックリ！私が覚えていた書き順と違うのです。具体的には3画目を縦から書くか横から書くかということなのですが、私は横からと習った(覚えた?)つもりでした。

しかしポスターでは縦が先とのこと。色々調べてみてもどうやら縦が先らしいです。

知っているつもりでも、調べてみると間違っていることが分かり、いい勉強になりました。

(孝志洋)

さくら通信をご覧になって、ご意見・感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページURL: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181